

令和5年

第1回市議会定例会 意見書案第5号

性的指向・性自認に関する差別を解消し、人権を守る法整備を
求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和5年3月6日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	市	戸	ゆたか
同	同	富	山	悦子
同	同	板	倉	一幸
同	同	小	山	直子
同	同	斉	藤	佐知子
同	同	福	島	恭二
同	同	紺	谷	克孝
同	同	島		昌之
同	同	日	角	邦夫
同	同	見	付	宗弥

性的指向・性自認に関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する認知が大きく進む一方、日常生活や就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別を受け、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状があります。

性的マイノリティは、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や意図せず知られた場合に、差別や偏見、ハラスメントにさらされるといった困難に直面し自死のリスクが高いことも指摘されています。また、性のあり方（セクシュアリティ）が本人の同意なく第三者に暴露されるアウティングも大きな問題となっており、さらには国会議員など公人による差別言動が頻発し性的マイノリティの安全を脅かしています。性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題です。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くあります。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる活力ある社会の形成に寄与するものです。

よって、政府並びに国会は、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも差別的な取扱いを受けないように、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や差別の解消を実現するための法整備・環境整備を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年3月 日

函館市議会議長 浜野 幸子